



## 衛生委員会報告

### ■転倒災害について

#### ★転倒災害とは

- 転倒したことで、怪我や骨折など身体に支障をきたすことを転倒災害と言います。

近年、勤務中に転倒をすることにより起きる労働災害が多発しています。転ぶだけで労働災害だなんて大袈裟だと思われるかもしれませんが、実は職場で転倒し休業（4日以上）となってしまう「転倒災害」が多発しており、労働災害（休業4日以上死傷災害）全体の2割を占め、深刻な問題となっています。また、職業生活を含めた一般生活の中でも、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多く、転倒の防止は今や国民的課題となっています。

#### ★転倒災害の原因は

- 転倒災害の典型的なパターンは、「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」の3つで、いずれもちょっとした原因が大きな災害に繋がっています。

##### ◆滑り

- ・床が滑りやすい素材である、あるいは凍結している ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

##### ◆つまずき

- ・床の凹凸や段差 ・床に放置された荷物や商品など

##### ◆踏み外し

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業。

身体機能が低下すると、ご自身が大丈夫と書いていても気が付かないうちに転倒しやすい状態になっている場合があります。また、歳をとると加齢により身体強度や運動機能が低下するため、転倒しやすく、僅かなつまずきであっても被災の重篤度が高まる傾向があります。

#### ★転倒災害を防ぐには

- 職場の転倒災害防止対策は、以下のような観点から進める必要があります。

##### ①設備管理面の対策 [4S (整理・整頓・清掃・清潔)]

- ・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水、油、粉等）を取り除く
- ・床面の凹凸、段差等の解消

##### ②転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ・足元が見えにくい状態で作業しない

##### ③その他の対策

- ・作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ・転倒危険場所にステッカー等で注意喚起 ・体操による筋力維持・アップ

## ■労働災害について

### ★労働災害とは

●労働災害（労災）とは、労働者（従業員、社員、アルバイトなど）が労務に従事したことによって被った負傷、疾病、死亡などのことです。労働災害と言うと、工場で作業中に機械に巻き込まれて怪我をしたり、建設現場での高所作業中に転落して死亡したりするようなケースをイメージすることが多いかもしれませんが、しかし、労働災害に認定されるものの多くは転倒が原因による怪我や骨折であったり、職業が原因による腰痛であったりします。また、近年ではいわゆる「過労死」など職場における過重負荷による脳・心臓疾患の場合や、いわゆる「過労自殺」やセクハラ・パワハラなど心理的負荷による精神障害の場合が、労働災害と判断される場合もあります。

●労働者が労働災害により負傷などをして4日以上勤務することができなくなった場合、申請が受理されれば厚生労働省から様々な補償を受けることができます。これを労災保険と言います。なお、休業4日未満の労働災害については、労災保険によってではなく、事業主が労働者に対し、休業補償を行わなければならないことになっています。

### ★労災保険を請求するには

●労働災害によって負傷した場合などには、労働基準監督署に備え付けてある請求書を提出することにより、労働基準監督署において必要な調査を行い、次のような保険給付が受けられます。

#### ◆療養補償給付

療養した医療機関が労災保険指定医療機関の場合には、「療養補償給付たる療養の給付請求書」をその医療機関に提出してください。請求書は医療機関を経由して労働基準監督署長に提出されます。この時、療養費を支払う必要はありません。療養した医療機関が労災保険指定医療機関でない場合には、一旦療養費を立て替えて支払ってください。その後「療養補償給付たる療養の費用請求書」を、直接、労働基準監督署長に提出すると、その費用が支払われます。

#### ◆休業補償給付

労働災害により休業した場合には、第4日目から休業補償給付が支給されます。「休業補償給付支給請求書」を労働基準監督署長に提出してください。

#### ◆その他の保険給付

その他にも障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金及び介護補償給付などの保険給付があります。これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署長に請求書などを提出することとなります。

●労災保険給付の請求に関してご不明な点があれば、まず当社の相談窓口にご相談ください。その他にご相談される場合は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署または労働保険適用・徴収、労災保険相談ダイヤルにご相談下さい。

### ★最後に

●日頃、些細な原因で転んだことにより大きな事故になってしまい、最悪亡くなってしまったり日常生活に支障をきたすようになっていたりする場合があります。勤務中に起きた怪我や病気は保証してもらうことができますが、普段から注意して何も起きないことが一番です。しっかりと事故を予防して元気な身体を維持しましょう。